

五監公告第 17号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年11月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

商工観光課

3. 監査の範囲

平成27年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成27年10月29日～平成27年11月25日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

行政財産使用許可について

使用許可書において納入期限の記載漏れ、あるいは期限後の納入が散見される。確認を徹底し、条例、規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

まちの駅「は～とふる五泉館」については、商店街に買い物に来られた市民の休憩場所として、また各文化団体の各種展示会等に活用されている。商店街振興のため、一層の利便性向上や周知に努め、施設の有効利用に努めていただきたい。

また、消費生活センターについては、消費者トラブル及び詐欺、悪質商法被害防止等の観点からも相談業務と情報発信に努めていただきたい。